

# ガバメントクラウド以外のクラウド環境へ移行する場合の疎明

市区町村名： 千葉県南房総市

## 1. 性能面・経済合理性の比較結果

性能面・経済合理性等を比較衡量した結果、以下のシステムについては、ガバメントクラウド以外へのクラウド環境（富士フィルムシステムサービス 戸籍総合システム・ブックレス クラウドサービス）に構築されるシステムに移行することとする。

・戸籍システム、附票システム

具体的には、以下の比較票に示すとおりである。なお、経済合理性については、ガバメントクラウド投資対効果計算シート（令和４年９月16日デジタル庁）を基に富士フィルムシステムサービス株式会社が積算した金額を計上している。

### （比較表）

|                 |                          | 移行するクラウド環境<br>名（富士フィルムシ<br>テムサービス 戸籍総合<br>システム・ブックレス クラ<br>ウドサービス） | ガバメントクラウド<br>（クラウド事業者<br>名:AWS） |
|-----------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 性能面             | 非機能要件への適合                | ○                                                                  | ○                               |
|                 | DCの物理的所在地                | 日本                                                                 | 日本                              |
|                 | 情報資産の国外持出制限の有無           | 有                                                                  | 有                               |
|                 | ガバメントクラウドとのデータ連携の可否      | ○                                                                  | －                               |
|                 | 裁判管轄が国内で契約が日本法に基づくもの     | ○                                                                  | ○                               |
| 経済合理性           | 移行時の経費（イニシャルコスト） 単位：円    | 11,060,000                                                         | 17,060,000                      |
|                 | 移行後の経費（ランニングコスト：5年） 単位：円 | 38,520,000                                                         | 47,982,858                      |
|                 | その他経費比較                  |                                                                    |                                 |
| その他重要な<br>比較項目等 | （※比較に当たってその他重要な項目があれば記載） |                                                                    |                                 |

※ 経済合理性について、他の同規模の自治体と比較し、経費の差が大きい場合には、詳細資料の提出を求めるとともに、内容の確認のために時間を要しますので、あらかじめ承知おきください。

## 2. 比較結果の公表方法・公表予定時期・継続的なモニタリング実施計画

### ・公表方法及び公表予定時期

標準準拠システムへの移行が完了し、運用開始するまで（現時点では令和８年２月ごろ）に、比較結果を市HPに掲載する。

### ・継続的なモニタリングの実施予定

令和９年度から、毎年度、性能面の比較内容の変更等に関する内容を、当該年度終了から３か月以内を目安に公表する予定。